

美濃市有料広告掲載基準

(趣旨)

第1条 この基準は、美濃市有料広告掲載取扱要綱（平成20年美濃市訓令甲第9号。以下「取扱要綱」という。）第3条第2項に規定する基準として定めるものであり、広告媒体への広告掲載の可否は、この基準に基づき判断を行うものとする。

(広告全般に関する基本的な考え方)

第2条 市の広告媒体に掲載する広告は、社会的に信用度の高い情報でなければならないため、広告内容及び表現は、それにふさわしい信用性と信頼性を持てるものでなければならない。

(広告媒体ごとの基準)

第3条 この基準に定めるもののほか、広告媒体の性質に応じて、広告内容及びデザイン等に関する個別の基準が必要な場合は、別途基準を作成することができる。

(規制業種又は事業者)

第4条 次の各号に定める業種又は事業者の広告は掲載しない。広告の掲載中に当該各号に該当するに至った場合も同様とする。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に基づき風俗営業と規定される業種又は風俗営業類似の業種
- (2) 消費者金融に係る業種又は事業者
- (3) たばこの製造販売に係る業種又は事業者
- (4) ギャンブルに関わる業種又は事業者（当せん金付賞票法（昭和23年法律第144号）に規定する宝くじに係るものを除く。）
- (5) 法律の定めのない医療類似行為に関わる業種又は事業者
- (6) 占い、運勢判断等に関わる業種又は事業者
- (7) 興信所、探偵事務所等
- (8) 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）で連鎖販売取引と規定される業種
- (9) 債権取立て、示談引受け等に関わる事業者

- (10) 法令等に基づく必要な許可等を受けていない事業者
 - (11) 民事再生法及び会社更生法による再生若しくは更生手続中の事業者
 - (12) 各種法令に違反している事業者
 - (13) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない事業者
 - (14) 本市から指名停止措置を受けている事業者
 - (15) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団その他反社会的団体又はそれらに関連すると認められる事業者
 - (16) 規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている業種又は事業者
- (広告内容に関する基準)

第5条 次の各号に定めるものは、広告媒体に掲載しない。

- (1) 次のいずれかに該当するもの
 - ア 人権侵害、差別若しくは名誉棄損となるもの又はそのおそれがあるもの
 - イ 法律で禁止されている商品、無認可商品及び粗悪品などの不適切な商品又はサービスを提供するもの
 - ウ 他者を誹謗、中傷又は排斥するもの
 - エ 市が実施する事業の円滑な運営に支障をきたすもの
 - オ 公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの
 - カ 宗教団体による布教推進を主目的とするもの
 - キ 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせ又は不安を与えるおそれがあるもの
 - ク 社会的に不適切なもの
 - ケ 国内世論が大きく分かれているもの
- (2) 消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの
 - ア 誇大な表現（誇大広告）及び根拠のない表示や誤認を招くような表現

例：「世界一」「一番安い」等

イ 射幸心を著しくあおる表現

例：「今が・これが最後のチャンス（今購入しないと次はないという意味）」等

ウ 労働基準法等関係法令を遵守していない人材募集広告

エ 虚偽の内容を表示するもの

オ 法令等で認められない業種、商法、商品

カ 国家資格等に基づかない者が行う療法等

キ 責任の所在が明確でないもの

ク 広告の内容が明確でないもの

ケ 国、地方公共団体その他の公共機関が広告主又はその商品やサービスなどを推奨、保証、指定等をしているかのような表現のもの

(3) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの

ア 水着姿及び裸体姿等で広告内容に無関係で必然性のないもの。ただし、出品作品の一例又は広告内容に関連する等、表示する必然性がある場合は、その都度適否を検討するものとする。

イ 暴力又は犯罪を肯定し、助長するような表現

ウ 残酷な描写等、善良な風俗に反するような表現

エ 暴力又はわいせつ性を連想若しくは想起させるもの

オ ギャンブル等を肯定するもの

カ 青少年の人体、精神又は教育に有害なもの

(4) 前各号に掲げるもののほか、広告媒体に掲載する広告として不適当であると認められるもの

(ホームページに関する基準)

第6条 ホームページに掲載する広告に関しては、リンク先のホームページの内容についても、この基準を適用する。

2 他のホームページを集合し、情報提供することを主たる目的とするホームページで、取扱要綱及びこの基準に反する内容を取り扱うホームページを閲覧者に斡旋又は紹介しているホームページの広告は掲載しない。

(委任)

第7条 この基準に定めるもののほか、この基準の実施に関し必要な事項は、

別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。